

## 新規補助金概要シート

## (1) 補助内容

番 号	所 管			環境局事業部事業管理課(まち美化担当)	
名 称	大阪市指定喫煙所設置経費等補助金				
交付先	市内の建物等の所有者及び使用者				
交付目的	指定喫煙所の普及による喫煙者と非喫煙者の共生できるまちの実現を図り、市民等が一層安全で快適に暮らせるまちの実現に資する。				
事業の概要	本市の指定を受ける喫煙所を整備した「市内の建物等の所有者及び使用者」に対し、整備経費、改修経費及び維持管理費の全部または一部を助成する。 ・整備経費 補助率 10/10 補助上限 10,000千円(ただし、地下施設については20,000千円) ・改修経費 補助率 10/10 補助上限 3,000千円 ・維持管理費 補助率 10/10 補助上限 1,440千円(ただし、改修分については480千円)				
2算定額及び積算	・整備経費 10,000千円×15か所×10/10+20,000千円×5か所×10/10 ・改修経費 3,000千円×10か所×10/10 ・維持管理費 1,440千円×6/12月×20か所×10/10+480千円×6/12月×10か所×10/10 (令和5年度算定額)				
事業開始年度	令和5年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	≪設置費≫補助率:100%(上限:20,000千円)、≪維持管理費≫補助率:100%(上限:1,440千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	( )	府 <input type="checkbox"/>	( )	その他(たばこ税) <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	( )	府 <input type="checkbox"/>	( )	その他( ) <input type="checkbox"/>
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	整備の補助は令和6年度(補助を受けて整備した施設の維持管理費は引き続き)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

## (2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	市内全域の路上喫煙禁止に向けて、指定喫煙所の普及による喫煙者と非喫煙者の共生できるまちの実現を図り、市民等が一層安全で快適に暮らせるまちの実現に資するため、喫煙所の必要数を確保するが、本市所有地のみでは必要かつ有効性のある指定喫煙所を整備することは困難であることから、民間事業者を対象にした喫煙所の補助を行う。市内全域で路上喫煙を禁止することは、喫煙者の権利制限の程度が極めて高く、本施策を実施するうえで指定喫煙所の整備が必要であり、公益性が認められる。

2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	金額の上限については、本市が実施した指定喫煙所を整備するために要した整備費を基に積算しており、妥当性がある。また、本補助は、民間事業者が本市施策に自主的に協力するとともに、民有地の公開使用を認めて、喫煙所を整備するものであることから、整備費及び管理費の全額を本市が100%補助することは妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	市内全域に必要な有効性のある喫煙所を整備する場所については、駅前等の人流が多く、人の集まる場所を中心にして整備を進めることとしており、近隣に喫煙所が整備可能な本市の所有地がない場所は、民間事業者の協力が不可欠であり、かつ民間事業者が所有するノウハウにより、整備費などの圧縮が図られることから、民間事業者が喫煙所整備を行い、整備に要した金額を補助することは、施策実現だけでなく経費的にも有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	資格要件を備えた補助対象者を広く募集するため、「公正性」は確保されている。

### (3) 補助効果の測定

効果測定方法	(目標値) ・ 令和6年末までに、120か所設置(公設置 60か所、民間設置 60か所)、 20か所改修(民間設置 20か所)
--------	---